

津和野町公告第 20 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱（平成 22 年津和野町告示第 45 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 19 日

津和野町長 下 森 博 之

1 入札に付する事項

- ア 業務名 令和 8 年度 町道田平線鳥井橋外調査設計業務
- イ 履行場所 津和野町高峯地内外
- ウ 履行期間 令和 9 年 2 月下旬
- エ 業務概要 橋梁補修調査設計 2 橋
 - ・町道田平線鳥井橋（橋長 L=40m、幅員 W=4.6m）
 - ・町道赤木線赤里橋（橋長 L=16.9m、幅員 W=3.0m）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア 入札参加資格業種

建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 5 条に基づく「鋼構造及びコンクリート」の登録を受けている者

イ 令和 7～8 年度津和野町測量・建設コンサルタント業務等入札参加有資格者名簿に登録され、かつ業種が土木関係コンサルタント業務に登録された者であること

ウ 益田市又は鹿足郡内に本社または営業所を有する者

エ 業務実績

過去 10 年間（平成 28 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで。以下同じ）に津和野町が発注した橋梁設計業務（新設、補修、耐震を含む）を元請で受託し履行した実績を有する者

オ 配置技術者

配置予定技術者は以下の要件を満たすとともに、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

ただし、配置予定技術者は特に定めのない限り、兼ねることはできない。

① 管理技術者として次のすべてを満たす者を配置できる者

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を「建設部門」（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者

② 照査技術者として次の(1)又は(2)のいずれかを満たす者を配置できる者

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を「建設部門」（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者
- (2) 登録技術部門「鋼構造及びコンクリート」に該当する RCCM としての資格を有する者
- ③ 複数の技術者を配置予定として申請することも可とするが、その場合には、配置技術者に優先順位を付けること。落札した場合には、その優先順位の順に配置技術者の審査を行う。
- ④ 複数の設計業務に同一の技術者を配置予定として申請することも可とするが、他の設計業務の落札者となったため、本件業務に技術者を配置することができなくなった場合は、本件業務の落札者となることはできない。この場合において、資格審査は原則として入札順に行う。

カ その他

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 告示の日から 3 のウの②に掲げる提出期限までの間に、津和野町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成 18 年津和野町告示第 60 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- ③ 津和野町における町税（法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町県民税（特別徴収分））の滞納がないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - (5) 役員等が暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑥ 入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。
 - (1) 親会社と子会社の関係
 - (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (3) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (4) (1)から(3)までと同視し得る資本関係又は人的関係

3 競争参加資格の確認

ア 提出書類

- ① 競争参加資格確認申請書（実施要綱様式第1号の2）
- ② 業務実績調書（実施要綱様式第2号の2）
- ③ 配置予定技術者調書（業務委託）（実施要綱様式第3号の2）
- ④ 業態調書（実施要綱第3号の3）

イ 上記の確認書類

- ① 業務実績調書の記載内容を証明するテクリス（TECRIS）の業務カルテ又は発注者が発行する証明書等とする。但し、津和野町発注業務の場合は、業務委託契約書の写しで可とする。
- ② 配置予定技術者の資格者証等の写し及び入札に参加しようとする者との雇用関係が確認できるもの。（健康保険証の写し等）
- ③ 納税証明書（滞納がないことを証明する書類（写し可）、町税等については納税義務者のみ）

ウ 申請書類の様式の入手方法及び提出期限等

- ① 申請書様式は、津和野町ホームページ（<http://www.town.tsuwano.lg.jp/>）からダウンロードすること。
- ② 申請書の提出期限及び提出先は次のとおりとする。

提出期限：令和8年5月28日（木）午後5時まで

提出先：津和野町役場 総務財政課

4 設計図書等の配付等

ア 配付方法 設計図書等は津和野町ホームページからダウンロードすること

イ 設計図書に関する質問（実施要綱様式第4号）の提出期限及び提出先は次のとおりとする。

提出期限：令和8年5月26日（火）午後5時まで

提出先：津和野町役場 総務財政課

ウ 質問書に対する回答は、原則として質問書の提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、競争参加資格確認申請書を提出したすべての者に対し回答書により回答する。

5 入札の日時及び場所

日 時：令和8年6月2日（火）午前9時00分から

場 所：津和野町役場 本庁舎 第1会議室

6 入札方法等

ア 電報又は郵送等による入札は認めない。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

- ウ 再度入札は2回とする。
- エ 代理人として入札する場合は、委任状を提出すること。
- オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一業務について同時に他の代理人となることはできない。
- カ 入札場所への入場は、競争参加資格確認申請書の受付印のある写しを提出すること。
- キ 第1回の入札時に、業務内訳書を提出すること。なお、業務内訳書の金額は、第1回の入札金額と一致すること。
- ク 入札保証金は免除する。
- ケ 入札参加者が1人の場合は、入札を行わない。

7 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 公告に掲げる資格のない者の行なった入札。
- イ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行なった入札。
- ウ 業務内訳書を提出しなかった者が行った入札。

8 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者について、競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に当該入札をした者を落札者とする。

なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、くじにより順位をつけ、その上位のものから競争参加資格要件を審査する。

- イ 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行い、結果を公表する。
- ウ 審査において競争参加資格がないと認められた者は、津和野町に対して理由の説明を求めることができる。

9 契約、支払条件

- ア 契約保証金は、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。
- イ 前金払の支払いは100分の30を乗じて得た額以内とする。

10 その他

- ア 今回の入札においては、最低制限価格を設ける。
- イ その他、津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱に定めるとおりとする。

11 問い合わせ先

入札担当部局 津和野町役場 総務財政課
TEL 0856-74-0028 FAX 0856-74-0002